

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
2. (1)安心ネット利用のための基本法制の整備等	11	<p>○ 基本的に、ほとんど利にかなっていないと思いますが、自主的削除に対する、<u>インセンティブ制度はやりすぎだ</u>と思います！この制度でやる場合、<u>結果的にある程度削除を強制する事になり自主規制ではなくなります</u>。ゆえに、インセンティブ制度は除外するのが妥当です。 (個人1) ※同趣旨の意見として、14,15</p>	<p>最終取りまとめ(案)にあるように、自主的取組促進法制については、検討すべき課題が多いものと認識しており、今後、現実に法制化が可能かどうかも含めた慎重な検討が必要と考えます。御指摘の点については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	12	<p>○ <u>著作権等侵害に関する違法情報(権利侵害情報)への対策</u>に関しては、いわゆる「プロバイダ責任制限法」が制定されており、また、「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、削除要請ならびに発信者情報開示に関するガイドラインの策定と運用に関する議論が権利者・ISP 事業者間で行われていることなどから、<u>国内の Web サイトにおける対策には一定の実効性が確保されていると考えられます</u>。 しかしながら、最近、Winny を始めとする「P2P ファイル共有ソフト」を悪用しての著作権侵害の被害が甚大となっているところ、P2P ファイル共有ソフトを悪用して権利侵害情報を発信している者を特定する情報としては、その行為者が利用している IP アドレスが得られるのみです。このため、まず行為者を特定することを目的とした発信者情報開示をアクセスプロバイダに求め、発信者情報が得られた場合にのみ、削除要請をその行為者に行うことが可能となりますが、このように、Web サイト等に関する削除要請よりも障壁が高く、実効性が確保できておりません。 そこで、この問題に対処することも含めて、本年 5 月に著作権関連団体と ISP 事業者団体で、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」を設立し、著作権侵害対策における実効性を確保するための議論を開始しております。その議論の中では、プロバイダ責任制限法だけでなく、電気通信事業法等による障壁も散見されております。 今後も引き続き、上記協議会を中心として ISP 事業者ならびに事業者団体とで協議を進めていき、<u>P2P ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対して効果的な対策がとれる体制を整備していくこととなりますが、法制度の検討をはじめ実務上の問題点の解決に対して、御省には是非、積極的なご協力をお願いしたいと考えております</u>。 (社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>検討会においてファイル共有ソフトの問題に特化した議論はなされていませんが、最終取りまとめ(案)において、PtoP方式など情報の流通方法の多様化を視野に入れた枠組みの構築が望まれる旨指摘しております。 法制度に関する御指摘については、御意見として承ります。</p>
	13	<p>○ 「このガイドラインに従った取り扱いをした場合には、仮に情報を誤って削除し、又は放置したことによってプロバイダ等が責任を問われた場合にも、同法3条の「相当の理由」があるものと判断され、プロバイダ等は責任を負わないとされることが期待される。」とあるが、別紙 1-2 の該当文書直上に記載されている通り、<u>判断を下すのは司法当局であって、行政ではない。ガイドラインは判例によって示されるべきである</u>。 <u>行政がこれを示すことは単に ISP に対して安易に表現規制に関するお墨付きを与える効果しか期待できない</u>。 (個人 23)</p>	<p>御意見として承ります。 なお、最終取りまとめ(案)にあるとおり、プロバイダ責任制限法関係ガイドラインは、行政機関ではなく、電気通信事業者、権利者団体等で構成される民間の協議会によって策定されているものです。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	27	<p>○ 現在日本国内で運用されている携帯電話の青少年向けフィルタリング機能でも、<u>修学旅行で訪れる観光名所の公式サイトが「宗教関連」として遮断対象になるなど、まったく違法性のないサイトが大量に遮断されてきました。青少年向けフィルタリング分類は第三者機関の指摘によって多少は改善されましたが、まったく違法性のないサイトを不明確な分類によって大量に遮断している問題そのものは改善される予定がなく、本来の目的に合った運用はされていません。現在の青少年向けフィルタリング運用は根本的に見直しが必要で、青少年利用者に対する適用義務は除外すべきです。</u> (個人 43)</p>	<p>御指摘のような点については、青少年保護という目的とのバランス取って議論することが重要と認識しています。モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のような第三者機関において民間主導で議論が深まることを期待します。</p>
2. (2) 国際連携推進のための枠組の構築	66	<p>○ 48ページ(b)の「国際的整合性の実現」に関してですが、<u>何が違法・有害情報かという考え方は、国毎に文化的な背景や、政治・宗教関連の考え方によって、大きく異なるものです。国際連携を推進する上では、そういった各国間の文化的・政治的な違いを配慮し、同時に我が国の文化や宗教観も等しく守っていくことを意識する必要があると考えます。</u> 51ページ以降にあるように、我が国主導で国際的な取組の実現に向けて働きかける場合も、他国文化への配慮の欠如や表現の自由の侵害などが起こらぬよう、各国間において共通認識をもつことが出来る限定的な範囲に、情報を絞り込んだ上での取組が必要であると考えます。 53ページで言及されているとおり、<u>有害情報については、政治・文化・宗教等の違いが大きく影響するものですから、国際的な連携は、技術的な側面に限定されるべきではないかという考えに賛成します。</u> (インターネット先進ユーザーの会) ※同趣旨の意見として、67,68</p>	<p>基本的に最終取りまとめ(案)の方向性に御賛同頂いたものとさせていただきます。 御指摘のとおり、インターネット上の違法・有害情報対策について、国により社会的・文化的背景等に起因する取組の差異があることを踏まえ、適宜適切な形で情報共有等を進めて参ります。</p>
	69	<p>○ ご承知の通り、インターネット上の著作物の違法流通には、<u>国境を越えた対策が必要</u>です。また、権利者(団体)が海外のWebサイト等における著作権侵害行為への対応を行う前提としては、<u>海外各国の法制度およびその運用等の情報収集が必要であり、日本と同様の対策に取り組んでいる諸外国との協調も不可欠となってきます。</u> この点について、各国において新たな類型の著作権侵害に対する法制が整備されているという情報は報道等を通じて権利者も得られるものの、具体的な侵害対策を実行できる程度の情報(法律条文、手続き、必要書類・証明、政府機関やクレーム処理機関の窓口等)は、ほとんど得られていません。 このため、実際に海外のホスティング事業者またはWebページ等の公開者、運営者に対し削除要請を求める場合には、対象となるWebページの件数が膨大であることや言語の違いが障壁となるだけでなく、上記の通り、各国の法制ならびに実務に関する情報の調査にも時間を要することから、即時に対応できないという実情があります。 このため、最低限の情報インフラの整備を行うという趣旨で、<u>権利行使等の基礎情報となる、各国における関連法規等の情報、実務手続き情報、侵害に関する情報の調査ならびに共有ができるスキームの構築をご検討いただきたく存じます。</u> (社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)</p>	<p>諸外国の関連機関等との情報共有は重要な政策課題と考えており、御指摘を踏まえて国際連携の推進に向けた取組を進めて参ります。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		※同趣旨の意見として、70	
2. (3) 様々な連携の推進	72	<p>○ 地方自治体は、規制強化よりも地域一体となった青少年育成のための環境整備を行うべきである。青少年インターネット利用環境整備法によるフィルタリング義務化の流れとともに、地方自治体でも条例により規制を行うという動きが見られる。</p> <p><u>住民に近い位置にある地方自治体が、この問題を真剣に受け止め、青少年保護のために対策を講じようとする姿勢は理解できるが、そもそもフィルタリングを適用するかしないかという、本来親の責任で判断すべき問題に自治体が過度に介入するべきではなく、まして、実効性や効率性のみを優先して、責任を事業者に負わせるような考え方には反対である。</u></p> <p>地域として青少年の育成を図ろうと思えば、事業者のみに責任を課すのではなく、親や教育現場の責任に負うべきところも大きい。携帯電話事業者による学校向けのケータイ講習の実施状況については、地方自治体により温度差も見られるが、ケータイ所持の低年齢化が進んでいる現状においては、本来、より緊密に連携していくべきである。地方自治体は、規制を強化することよりも、<u>地域において家庭や学校、事業者が一体となって青少年育成を推進していけるような環境整備を行うべきである。</u></p> <p style="text-align: right;">(社団法人関西経済連合会)</p>	地方公共団体においては、各地域における個別の状況を踏まえた取組が進展しており、関連法制等との関係に留意しつつ、状況を注意深く見守って参ります。
3. 民間における自主的取組の推進(総論)	77	<p>○ 民間での取り組みのある種の限界</p> <p>民間での自主的な取組が本提言の中核に当たる論旨であると思われるが、実際に民間での自主的取り組みに期待される範囲は非常に広範かつ中立なものであると考える。民間では、時節柄、景気の後退基調にもあり、資源もかぎられつつある。<u>広範かつ中立な活動を求めるにあたって、政府が表現の自由や情報の機密を保ちつつ、財政的な援助・人的な援助・その他活動促進のための助力をより一層求める。</u></p> <p style="text-align: right;">(個人 13)</p>	民間の取組を適切に支援することは重要と考えております。青少年インターネット環境整備法においても国の支援の重要性を謳っており、最終取りまとめ(案)においてもそうした観点から各施策の支援の在り方について記述しております。
3. (1) 違法・有害情報対策の推進	86	<p>○ 「青少年にとって有害な情報については成人の閲覧を妨げることは望ましくない」とあるが、「望ましくない」ではなく、<u>表現の自由は重大な人権の一つである以上“決してあってはならない”事態である。</u>むしろ何らかの誤りにより、フィルタリングやブロッキングが成人に対して情報の排除を行った場合、重大な人権侵害としてきちんと責任追及し、十分な刑事罰を与える法令の整備こそが急務である。</p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	御意見として参考にさせていただくとともに、御指摘の最終取りまとめ(案)の表現ぶりについては修正させていただきます。
	88	<p>○ 「違法・有害情報対策として情報の削除を行う場合には、情報発信者により近い場で関与できる者によることが実効性の確保から望ましい。」とあるが、<u>発信自体が違法である情報は削除が当然であり、その範囲の認定の問題となる。</u>一方“有害”と称しながら害を証明できない、“単なる情報”である“有害情報”については削除の根拠が存在しない。なんらかのフラグを立ててフィルタリングソフトが判別しやすくするなど、削除を禁じることを前提とした対応を考慮すべきであり、この様な<u>削除を前提とした記載は明らかに不適切である。</u></p> <p style="text-align: right;">(個人 23)</p>	御指摘のとおり、「削除」だけが対応ではありません。「削除等の対応」と修正させていただきます。

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	92	<p>○ 80 ページ以降にある、事業者間での自主憲章を定める「<u>e-ネットづくり宣言(仮称)</u>」で示された、基本的な取組の方向性には賛成します。そして、「<u>e-ネットづくり宣言</u>」のガイドラインづくりやオペレーションマニュアル作成においては、同ページにある<u>通り、事業者間だけでの閉じた取組では不十分なものになる可能性があります。ユーザー団体や消費者団体の参加、相談窓口の一般への開放といった、開かれた取組が期待されます。</u></p> <p>85 ページから 86 ページにある、オペレーションガイドラインの作成に関しては、実際の違法・有害情報対策の現場において最も求められるであろうことは、何が「違法・有害か」という判断基準において、グレーな領域を残さないことであろうと考えます。サービスの利用者の観点からも、ここまでは黒である、それ以外については白なのであるから求めない、というシンプルな原則に基づいた運用が求められます。</p> <p>特に「有害情報」と言われている情報については、定義や対象が不明確であり、現状の枠組みのまま推進することは、表現の自由や通信の秘密のいたずらな侵害に繋がります。最低限、具体的な内容や項目を限定列挙することが必要であると考えます。</p> <p>65 ページでは「<u>サーバ管理者等は契約約款や利用規約に基づく送信防止措置や注意喚起等の対応を行うことが求められる</u>」と、<u>あたかも法的な根拠のある対応を求めているかのように記載されており、不適切であると考えます。本報告書として記載するのであれば、あくまでこれらを当業者に「期待する」にとどめるべきものと考えます。</u></p> <p>また、65 ページに、<u>秋葉原無差別殺傷事件についての言及がありますが、この事件に際して行われたネット上の書き込みは、それ自体が公序良俗に反する情報ではないため、公序良俗の反する書き込みの例として、対策の必要性を煽るかのような言及は不適切</u>であり、報告書から削除すべきであると考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘のあった表現ぶりについては修正させていただきます。</p>
3. (2)児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討	95	<p>○ 基本的に、だいたい利にかなっている内容と思いますが<u>ブロッキングでの規制は、児童ポルノ問題だけに限定し他の違法・有害な情報などは、自主的削除に委ねる方法を将来的に継続していくべきです。グレーな情報もなんでもかんでも、基本的に見れなくしていたら、とても自由なインターネットとは言えなくなると思います。</u></p> <p>将来的にブロッキング規制の該当情報を、総務省は増やしていくのではないかと、という懸念を持っている人が多いようです。</p> <p>(個人3)</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に限定してブロッキング等の手法を検討しているものであり、その他の違法・有害情報に対してまで同様の手法による閲覧制限を行うことは意図しておりません。</p> <p>ブロッキングの対象を安易に拡大すべきでないとの課題は認識しています。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	96	<p>○ <u>児童ポルノのブロッキングについてですが、児童ポルノ以外の情報も閲覧できなくなる危険性があります。しかも、フィルタリングと違って全てユーザが対象になって事実上違法でない情報が遮断されてしまいます。</u></p> <p>また、この技術は適用範囲を拡大した場合、例えば公的機関が管理することになれば、自分たちの都合の悪い情報を遮断する方法に悪用される危険性があります。したがって、<u>この技術に関しては全面的に民間に委ねるべきです。</u>公的機関が一切関与するべきではありません。情報統制的な国家にならないためにもこれは必要なことではないでしょうか？</p> <p>また、努力義務や自主規制を促す法律、条例、各省庁の通達は間接的な強制に当たりますので、不適当です。</p> <p style="text-align: right;">(個人 4) ※同趣旨の意見として、134</p>	<p>最終取りまとめ(案)は、児童ポルノ情報に限定してブロッキング等の手法を検討しているものであり、その他の違法・有害情報に対してまで同様の手法による閲覧制限を行うことは意図しておらず、今後そのような方向で進むべきとも考えておりません。</p> <p>また、オーバーブロッキングなど表現の自由との関係で課題があることは御指摘のとおりであり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、十分な調査検討がなされることが望ましいと考えます。</p>
	98	<p>○ 「また、<u>閲覧規制リストに抵触するもののみ接続を拒否するものであるから、閲覧規制リストが正確である限り、問題のない情報まで接続拒否されるおそれは少ない</u>」とありますが、<u>その正確さを担保できるのでしょうか？</u></p> <p style="text-align: right;">(個人 39)</p>	<p>閲覧規制対象リストについては、最終取りまとめ(案)において、「精度の更なる向上のためには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を深め、情報の共有を図っていくことが不可欠である。」と記述しているとおりに、今後、関係機関が連携して対処していくことによりリストの正確性を高めていくことが重要と考えます。</p>
	114	<p>○ <u>児童ポルノ公然陳列罪につきまして、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」のそもそもの目的は児童の人権を擁護することであり、すなわち個人法益であることから、社会的法益侵害情報に含めることは適当でなく、専ら権利侵害情報として取り扱うべきだと考えます。</u></p> <p style="text-align: right;">(個人 34) ※同趣旨の意見として、40,58,115~123,125</p>	<p>「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」第1条は、「児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、(中略) 児童買春・児童ポルノに係る行為等を処罰(中略)することにより、児童の権利を擁護することを目的とする。」と規定し、児童の権利侵害という側面を重視しておりますが、同時に、同法は、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持するという社会的法益の保護をもその目的としているものと考えられています。したがって、インターネット上における違法情報のタイプの整理にあたっては、たとえば名誉毀損情報や著作権侵害情報などと同じ情報類型としては取り扱われてこなかったものです。</p> <p>しかしながら、本最終取りまとめ(案)においても、「被害児童が存在するため権利侵害の側面もある」、と記載し、3の(2)において特に「児童ポ</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
			<p>ルノの効果的な閲覧防止策の検討」と題した項目を立てた上、「被害児童保護の要請より、インターネット上の児童ポルノ対策は喫緊の課題」と位置付けて対策を検討しているとおり、児童ポルノに係る犯罪の権利侵害としての側面を否定ないし軽視しているものではありません。</p> <p>もつとも、同様の御指摘を多くいただいたことを踏まえ、児童ポルノに係る情報を社会的法益侵害情報と表記することは権利侵害の側面を否定しているとの誤解を与えるおそれが高いものと考えられますので、最終取りまとめ(案)において上記の趣旨の説明を追加することとします。</p>
	124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 94 ページ(a)「諸外国における児童ポルノの定義」について、表の内容が不完全であると考えます。わが国における規制との比較という意味では、<u>わが国の定義についても記載すべき</u>です。</li> <li>・ また、最終取りまとめ(案)においてDNSポイズニング方式及びハイブリッドフィルタリング方式に言及している部分について、その仕組みや弊害についてより正確な記述に改めるべきである。</li> <li>・ わが国の児童ポルノの定義が諸外国よりも幅広い面をもつことを考えると、ブロッキングを導入した場合に商業的児童ポルノサイトのみならず、全体としては適法かつ有用と考えられている大規模サイトに対してブロッキングが適用される可能性や、そのさいにオーバーブロッキングが行われる可能性は十分にあると考えられます。</li> <li>・ 100 ページ「精度の更なる向上のためには、事業者同士のほか、児童ポルノ問題に取り組んでいる国内外の団体、警察などの行政機関との連携を強め、情報の共有を図っていくことが不可欠である」とありますが、<u>運営上のオーバーブロッキングへの懸念から、透明性確保について言及する必要がある</u>と考えます(前述)。</li> </ul> <p>100 ページ「今後、海外における運用実態の調査研究をしつつ」については、単に海外のホットラインや法執行機関へのインタビューに留まらず、ISP 関係者やホットラインの運用とは独立した立場をとることのできる研究者等へのインタビュー等も含めて行われるべきと考えます。</p> <p>100 ページ「趣旨に賛同する ISP の協力を得て実証実験等を実施し、実際の効果や弊害を測定すること等の作業が不可欠である。」については、現状では<u>ユーザーの選択の余地のない、あるいは、オプトアウトの形での実証実験には反対</u>します。</p> <p style="text-align: center;">(インターネット先進ユーザーの会) ※同趣旨の意見として、129,130,139,146</p>	<p>修正のご提案については、頂戴した御指摘を踏まえて、必要な修正を加えることとします。</p> <p>ブロッキング等については、御指摘にあるようなオーバーブロッキングの問題、規制対象リストの正確性の問題、実施によって生じうる弊害など検討すべき課題が少なくない手法であり、今後、最終取りまとめ(案)にて提言されている民間の自主的枠組みの中で、海外での運用実態等のより正確な調査と、御指摘にある問題点も含めた十分な検討がなされることが望ましいと考えます。</p> <p>その他の御指摘についても、御意見として承ります。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
3. (3)コンテンツ・レイティングの普及促進	150	<p>○ 100 ページ以降で、セルフレイティングと第三者レイティングを比較し、セルフレイティングが普及していないことを主張している。</p> <p>しかしながら、年齢制限コンテンツを供給する側に、全く広報をしていないので当たり前である。まず、<u>周知されるための活動をお願いしたい。多くのサイトでは、「18 歳未満お断り」といった警告文がトップページに設置されているが、規格化された PICS レイティングのタグがついているサイトは稀である。サイト運営者側にその意図があるのにタグが付かないのは、単純に広報の不足である。</u>W3C で定義された PICS の規格は非常に難解かつ自由度が高く、簡単に設置できるものではない。まず、ほとんどを占めるであろう、「18 歳未満お断り」「15 歳未満お断り」などの雛形を用意し、分かりやすい形で広報しないことには、日本の自主レイティング制度はスタートラインにも立てないといえる。</p> <p>そして、セルフレイティングと第三者レイティングの関係である。<u>セルフレイティングと第三者レイティングは対立するものではなく、両方を行なうことで極めて有効に機能する。</u>セルフレイティングは現在、前述のように周知不足で機能していないわけだが、これが正常に機能すれば、第三者レイティングを非常に効率よく行なうことができる。</p> <p>(個人 41)</p>	<p>最終取りまとめ(案)には、セルフレイティングを普及させるための周知活動の重要性について明記しています。今後、民間において取組が行われる際、御指摘のような点が検討されることを期待しております。</p>
	151	<p>○ 101 ページ 1) (a)のセルフレイティングの取組に関しては、レイティング／フィルタリング連絡協議会」による「SafetyOnline3.1」への改定が言及されております。この改定案では CGM サイトへの対応が盛り込まれましたが、この部分に関しては「<u>リスク回避</u>」的なものではなく、「<u>リスク管理</u>」的な方向性への転換を期待します。</p> <p><u>CGM サイトのリスクと有用性は表裏一体のものであり、単にリスク回避的な対応を全ての関係者に求めたり、リスク回避的な教育を青少年に行うだけでは、「青少年の健全な育成や次世代を担う者の IT リテラシー向上等に資する」ことになりません。リスクのある機能の有用性を維持しつつ、リスクを低減する方法について検討するべきであり、教育にあたっては、いかにリスクある機能を安全に利用していくかという方向で内容を検討するべきであると考えます。</u></p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>御意見として参考にさせていただきます。</p>
4. (1)家庭・地域・学校における情報モラル教育	158	<p>○ 青少年のケータイやインターネット利用に関する問題は、フィルタリングにより青少年を有害情報から保護するだけでなく、<u>情報を主体的に取捨選択し判断できる能力を養うためのメディアリテラシーや情報モラルに関する教育(以下、メディアリテラシー教育)を継続的に実施するなど、総合的な取組みによってはじめて解決に向かうものである。</u></p> <p>ところが現在、メディアリテラシー教育は、高等学校では「情報」または「総合的な学習の時間」において必修科目として実施されているものの、小中学校ではほとんど実施されていない。さらに、パソコンに関する授業は小中高にかかわらず実施されているが、ケータイに関する授業はほとんど実施されていないのが実情である。ケータイやインターネット利用の低年齢化が進んでいることも考えれば、できるだけ早い時期から</p>	<p>利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>学校等における取組の強化に向けて、関係府省庁や民間事業者等と連携しつつ、積極的に取組んで参ります。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>問題意識を持たせるために、小中学校においてこそ、メディアリテラシー教育を必修科目として義務化すべきである。</p> <p>また、こうした教育を実効あるものとするためには、<u>教育委員会が中心となり、教師の育成に積極的に取り組んでいくことが不可欠である。</u>ケータイやインターネット業界の変化のスピードは速いことから、例えば専任講師を採用し、教員免許が無くてもメディアリテラシー教育について指導できる体制を取るなどの柔軟な取組みも求められよう。あわせて、<u>携帯電話事業者との連携や民間のノウハウ活用なども積極的に進めていくことが望まれる。</u></p> <p>このようなメディアリテラシー教育の必修科目化にあたっては、文部科学省の能動的な取組みが不可欠である。学校における体系的な教育の重要性を認識した上で、<u>学習指導要領の改訂など、必修科目化にあたっての制度面での環境整備など迅速かつ積極的な取組みを、是非とも強く求めたい。</u></p> <p>(社団法人関西経済連合会)</p>	
<p>4. (2)ペアレンタルコントロールの促進</p>	163	<p>○ 子どもとの関わりを深め、適切な監督・管理(ペアレンタル・コントロール)を行っていくことが、親の重要な責務である。親が子どもに教える際に大きな課題となるのが、<u>親よりも子どものほうがケータイやインターネットに詳しいということである。</u>この親子間の知識ギャップを埋めるべく、<u>親が子どもを指導できるだけの知識を身につけていく必要があるが、一人ひとりの親が対応していくには限界がある。</u>そのためには、<u>学校と連携して「PTA 教育プログラム」を作成し、親同士が情報共有、相互啓発を図るような取組みや、事業者が親に働きかけ、事業者の視点から、子どもを指導するための知識をわかりやすく伝授するような補完的な取組みなどを、積極的に推進していくべきである。</u></p> <p>先般、文部科学省は、父母ら保護者を「ネット指導員」として養成する事業を2009年度より始めるとの計画を発表した。子どもへの指導方法やトラブルが発生した際の対処法について研修を受けたボランティアが、各地域で教職員や保護者を集めて授業を行うことで、知識を持つ大人を増やしていこうという意欲的な試みであり、学校、家庭での指導が十分に追いついていない現状を補完する取組みとして、是非前向きに推進してもらいたい。また実施にあたっては、<u>国の支援のもと、教育・啓発についてのノウハウを持つ第三者機関や事業者が養成プログラムを推進していく仕組みを構築するなど、官民の連携が有益であり、積極的に進めてもらいたい。</u></p> <p>(社団法人関西経済連合会)</p>	<p>保護者を含む利用者を育てる取組の推進という最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>保護者等に対する情報提供の強化に向けて、関係府省庁や民間事業者等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。</p>



## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
	164	<p>○ 子供に携帯電話を持たせている保護者が、子供の携帯利用率を計る指針としては、毎月送られてくる請求書に記載されるパケット数しかないのが現状です。しかしこのパケットという指標は、一般消費者には意味のない数値であり、正確な利用実態の把握は困難です。<u>通信の秘密の概念を確保しつつ、米国の例に見られるような利用時間やメール数、あるいは参照ページ数、文字発信数といった具体的な指標を保護者に報告する機能の実装は、ペアレンタルコントロールにとって必要不可欠であろうと思われる。</u></p> <p>またその情報提供頻度についても、利用日時からなるべく離れず、翌日もしくは翌週といったペースで行なわれることが望ましいと考えられます。なぜならば日数が経過してからのレポートでは、利用する子供たち自身が何にそんなに利用したのか記憶していない例が多いため、携帯利用の指導に困難を来すからです。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	<p>保護者が子どもの利用実態を知ること等を通じてインターネット利用環境を整備するという最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>保護者等に対する情報提供の強化に向けて、民間事業者等と連携しつつ、積極的に取り組んで参ります。</p>
4. (4)利用者を育てる 取組の協調的な 推進	166	<p>○ 現時点では、各自治体が行なう啓蒙活動に依存せざるを得ない状況ですが、これらの活動がいわゆる「青少年健全育成条例」などの中に組み込まれることに対しては、反対します。一般に青少年健全育成条例は、有害図書規制や青少年の深夜徘徊などを規制するものであり、ネット上の違法有害情報とはレーティングその他が異なる上、協力を求める人材にも違いが大きく、今後展開されるリテラシーの啓蒙とは乖離した、過剰な規制を産むことを懸念します。</p> <p>今後は、<u>都市部を中心として啓蒙活動を行なう通信系企業と、地方自治体での取組で大きな齟齬が生まれぬよう、双方を効率的に結びつける仕組みの構築が求められます。</u>一方で、すべての地域が特異な事情を有するものとも考えられないことから、未成年者への携帯の普及率や主要交通機関のあり方、また主要経済活動が農業型であるとか地場産業型であるなどの事情で、<u>地域特性を類型化することは可能であり、それらの中からいくつかのモデル地域をピックアップし、複数かつ段階的なリテラシー教育モデルを構築するといった手法も有用であろうと考えられます。</u></p> <p>131 ページにある(b)「自立性」の箇所では、「民間における啓蒙活動の結節点としての性格上、基本的には参加企業の自主的な拠出を通じて安定的に運営されていくことが望ましい」とされています。しかしながら企業の多くは、これらの啓蒙活動に広報・宣伝・広告費を投入するケースが多く、その成果として自己への強い利益誘導的性格を持つ可能性も否定できません。<u>例えば企業の取組として、非営利法人や大学など性質の異なる団体の取組を支援したり、教材の共同制作を促進するなど、内容の「中立性」を保つための方策が必要であると考えられます。</u></p> <p>また各企業が作成する教材を学校や地域で利用する際に、著作権によって利用が制限される可能性は指摘しておくべきであろうと思われます。もともとこの方策のめざすゴールは、企業の取組が行なわれればよいということではなく、ネットリテラシー教育に関する多くのプレイヤーを産むことにあります。その点から考えれば、企業によって作成された教材の改善や二次利用などが著作権法によって制限されることは、望まし</p>	<p>利用者を育てる取組を協調的に推進する枠組みを構築するという最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>リテラシー教育モデルの構築、教材の共同制作等による新たな枠組みの中立性の確保等、頂いた御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

## 「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会最終取りまとめ(案)」に寄せられた御意見

項目	番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
		<p>くありません。            例えば Creative Commons のような新しい著作物許諾の仕組みも取り入れつつ、多くの教材がプールされ、共有できる仕組み作りを行なうことも、考慮にいれるべき事項であろうと思われます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)</p>	
4. (5)違法・有害情報対策の基礎となる調査の実施	167	<p>○意見:            役所の調査項目作成への関与を極力無くし、予断を与えないように<u>調査項目の作成には細心の注意を払うべきである</u>。複数の調査機関によって項目の偏向をチェックし、対面調査で直接規制の是非を問うような片寄りしか生まない手法を取らないようにし、ウェブ調査も含め、幅広く調査を行うべきである。</p> <p>(個人 28,33)</p>	<p>御指摘のとおり、調査の実際の在り方については、政府による調査項目作成への関与を前提とすることなく、今後、産学連携によりインターネット利用環境整備を進める新たな枠組みを含め、幅広い関係者により検討されていくことが望ましいと考えております。</p>
	168	<p>○ 134 ページにある通り、<u>違法・有害情報への対策を立てるにあたって、犯罪統計などの科学的・客観的な調査・分析と、その成果物のオープンな公開・共有が図られることが期待されます</u>。</p> <p>一部にはまだ、インターネット上の違法・有害情報を語る際に「負の側面だけを語る」論者もあり、携帯電話の所持を禁止してしまうというような、単純な方策に帰着してしまいがちです。しかし133ページの脚注127にもある通り、情報社会におけるインフラとしてインターネットや携帯電話が<u>正の効果を実現しているという点を、積極的にリテラシー教育の場面で語れるよう、十分な分析・調査が行われ、その成果を広く普及できるような取組および支援があることが望ましい</u>と考えます。</p> <p>(インターネット先進ユーザーの会)            ※同趣旨の意見として、169,170</p>	<p>最終取りまとめ(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>御指摘の点を踏まえ、調査成果の公開・共有等に向けて、必要に応じて支援の在り方を検討して参ります。</p>